

法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非について

Q. 組合員Aは平成〇年12月2日組合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲り受けることによりBの加入を、翌年の3月15日の理事会で承諾した。このような資格喪失者の未払持分で譲受加入ができるか。

A. 脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分のもつ身分権的なものが喪失しており、持分払戻請求権という債権として残っているだけである。

したがって、既に法定脱退した者の組合員としての権利義務を承継することとなる譲受加入ということはありません、当該譲受人の加入は新規加入の手続によらなければならない。